

平成29年雇第20号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした高年齢雇用継続給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受け、その後、同年〇月分から平成〇年〇月分までの高年齢雇用継続基本給付金を受給した。
- 2 本件は、請求人が、A所在のB会社（以下「会社」という。）を通じて平成〇年〇月分及び〇月分の高年齢雇用継続基本給付金の支給を申請したところ、安定所長が同年〇月〇日付けで同年〇月分及び〇月分の同給付金としてそれぞれ〇円を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、高年齢雇用継続基本給付金の算定基礎となる賃金に誤りがある旨主張し、本件処分の取消しを求める事案である。
- 3 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると

認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、高年齢雇用継続基本給付金の算定基礎となる賃金に、帰省手当及び保険料補助が含まれないのは不合理であると主張する。

ところで、法第4条第4項の規定において、賃金とは、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいう旨が定められているが、実費弁償的なもの及び恩恵的なものは、労働の対償とはいえないので賃金には当たらないと解される。

(2) 帰省手当

会社の旅費規定によると、「単身赴任手当」は毎月定額で支給される一方で、「帰省旅費」は年間〇回を限度として往復の交通費（実費）を支給するものであり、出張を兼ねたときは出張旅費との重複支給はしないものと定められている。

この点、請求人に支給された「帰省手当」については、①毎月支給額の変動が認められること、②会社が「実費支給」であると申述していることに照らし、会社の旅費規定上の「帰省旅費」に該当するものであるが、これは会社が労働者から労務の提供を受けるために必要経費を実費弁償するものであると解されることから、労働の対償とはいえず、賃金には該当しないものと判断する。

(3) 保険料補助

保険料補助は、会社が契約している保険会社の自動車保険に任意で加入した従業員のみを対象として、会社が月額〇円を補助するものであるが、これは会社が労働者の福利厚生のために恩恵的に支給するものであると解されることから、労働の対償とはいえず、賃金には該当しないものと判断する。

- (4) したがって、当審査会としては、帰省手当及び保険料補助は、いずれも法第4条第4項所定の賃金には該当せず、安定所長がした高年齢雇用継続基本給付金の基礎となる賃金の算定に誤りはないので、本件処分は妥当なものであると

判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。